

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金 1 万 円</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 上記金額に対する <input type="checkbox"/> 上記金額の内金 円に対する } </p> <p> <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日から <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 令和 日 から <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで の割合による金員 </p> <p> <input type="checkbox"/> 上記金額に対する <input type="checkbox"/> 上記金額の内金 円に対する } </p> <p> <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 } から支払済みまで <input checked="" type="checkbox"/> 訴状送達の日翌日 </p> <p style="text-align: center;">年 3 % の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告 の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/> 及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">紛争の要点（請求の原因）</p>	<p>原告は平成29年（2017年）1月より、オクラ、レンコン、山芋、納豆などのいわゆるネバネバ食品中の粘質物を「ムチン」と呼ぶ「明治百五十年の大過」の訂正に取り組んできたが（甲1）、そのきっかけをつくったのは原告の長年のクライアントである茨城県水戸市在住の看護師、中西京子さんのサトイモ研究である（甲2）。</p> <p>ムチン（mucin）とは元来、動物性の成分を指す医学・生理学用語である。しかし、21世紀に入り、健康増進や食育が国策化し、その中でも「日本らしさ」を象徴するネバネバ食材の効果・効能が喧伝され、同成分が植物や発酵食品に含まれるとする誤情報が国内で爆発的に拡散した。また、それに便乗した医薬品・医療機器等の詐欺的商法も蔓延った。この「ムチン騒乱」はひとえに訂正報道を恐れる「メディアの失敗」に帰せられる。その渦中の同年7月、原告が茨城県庁にて記者会見を行ったが（甲3）、その際に名刺交換をしたのが読売新聞水戸支局の児玉記者である（甲4）。同記者に対してはその後も本件にかかる情報提供が続けられた。</p> <p>事件は令和2年6月26日に起こった。同日、ショートメールにて同記者にある情報を伝えたところ、読売新聞東京本社法務部を名乗る2名が夕方遅く、午後7時過ぎに中西さん宅を突如訪れた。そこで原告が近くの喫茶店「コーヒーストリート」にてその対応に当たったが、忘れ物をした。中西さんがその日の午後、「ウエルシアヨークタウン水戸店」にてクレジットで購入した『食べるヌルねば生姜スープ』である（甲5）。</p> <p>これを持ち去った、原告とやりとりしたうち1名は原告に差し出した名刺も持ち帰ったため素姓は明かではない。もう片方は名乗りさえもしなかった。後日、電話にて前者と話をしたが、忘れ物の件についてはいっさい触れなかった。</p> <p>原告は初対面の人に対していつも「『ネバネバ食』はお好きですか？」と尋ねることにしているが、その人物は「大好きです。」と答えていた。</p> <p>原告は確かに問題の品を二人に見せたが、贈与したつもりはない。なぜなら、その品は、イオングループ発の誤情報の証拠物件として購入したものであったからである。</p> <p>原告はこの件で読売新聞水戸支局を直接訪れたが、支局長とみられる女性は原告に付箋を手渡し、門前払いにした（甲6）。一方、読売新聞東京本社からの回答も一切ない。同商品については現在も発売中だが、パッケージが改められており、入手は困難である。よって、原告は被告に対し、旧商品の購入代金を含めた、その確保に必要な費用として金1万円を請求する。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">添付書類</p>	<p>甲1：「明治百五十年の大過」の訂正について 甲2：看護師 中西京子さんのサトイモ研究 甲3：読売新聞水戸支局の児玉記者の名刺 甲4：茨城県庁での記者会見 甲5：『食べるヌルねば生姜スープ』の商品画像 甲6：原告が受け取った「付箋」</p>